

習志野市選挙管理委員会議事録

令和4年度 第10回定例選挙管理委員会

○開催日

令和5年1月18日(水)午前9時～午前10時

○場所

市役所2階会議室3

○委員

4名中「出席4名」「欠席0名」

役職	氏名	出欠	備考
委員長	染 谷 雅 美	出席	
委員長職務代理者	中 野 隆	出席	
委員	上 條 寿 美	出席	議事録署名
委員	樋 上 雅 昭	出席	

○付議事項と審議結果

上程5件中「承認5件」「不承認0件」「審議未了0件」

付議事項	審議結果
議案第56号 選挙人名簿から抹消することについて	承認
議案第57号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて	承認
議案第58号 在外選挙人名簿に登録の移転をする者を定めることについて	承認
議案第59号 在外選挙人名簿から抹消することについて	承認
議案第60号 習志野市公職選挙法施行規程等の一部を改正する告示の制定について	承認

< 発 言 要 旨 >

【委員長】

只今より、令和4年度第10回選挙管理委員会を開会いたします。

会議録署名委員は、選挙管理委員会規程第10条の規定により上條委員を指名いたします。

本日の議題は、お手元に配布しております次第のとおり、5件であります。

議案第56号から第59号は、選挙人名簿の調製に関するものです。

一括して事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案第56号は、選挙人名簿から抹消することについてであります。

議案書をご覧ください。表の左より、第1号は令和4年11月19日から令和4年12月31日までに届出のあった死亡者、第2号は令和4年8月1日から令和4年8月31日までの転出者、第3号は在外選挙人名簿への登録の移転該当者、第4号は誤載者で、人数はそれぞれ記載のとおりです。

また、参考資料①は国内の選挙人名簿の登録・抹消にかかる差引簿です。併せてご参照ください。

次に、議案第57号は、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについてであります。

議案書をご覧ください。登録者数は記載のとおりです。

次に、議案第58号は、在外選挙人名簿に登録の移転をする者を定めることについてであります。議案書をご覧ください。

登録者数は記載のとおりです。

次に、議案第59号は、在外選挙人名簿から抹消することについてであります。議案書をご覧ください。表の左より、第1号該当者は死亡又は国籍喪失者、第2号該当者は国内に住所を定め4箇月を経過した者、第3号該当者は誤載者で、人数はそれぞれ記載のとおりです。

また、参考資料①は在外選挙人名簿の登録・抹消にかかる差引簿です。併せてご参照ください。議案第56号から第59号までの説明は以上です。

ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

(登録・抹消にかかる各名簿を回付して確認する。)

【委員長】

只今の事務局説明について、質疑ありますか。

(なしと言う声) 本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(なしと言う声) ないようですので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第60号は、習志野市公職選挙法施行規程等の一部を改正する告示の制定についてであります。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案第60号は、習志野市公職選挙法施行規程等の一部を改正する告示の制定についてであります。議案書をご覧ください。

法令等または慣行により、国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続きについて、押印義務の見直しのため、公職選挙法施行規則の改正が行われました。

ついては、本市選挙管理委員会の権限に属する規程もこれに倣い、統一地方選挙に合わせて押印規定の見直しを行うものです。

改正内容は、立候補の届出等における押印義務を原則廃止し、届出者等が自ら

にとって最も簡便な方法を選択できるよう、各規程の一部の様式等を改正するものです。

具体的には選挙公報発行や、事務所の看板の証票の申請、公費負担等の計27の様式の規定について、別記様式中の押印規定の削除、押印以外の文書の真正性を担保する条件について備考の加入、押印に係る文言の改正、その他、所要の文言整理に係る改正等を行います。

議案第60号の説明は以上です。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

【委員長】

只今の事務局説明について、質疑ありますか。

(なしと言う声) 本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(なしと言う声) ないようですので、原案のとおり決定いたします。

それでは、以上をもちまして

第10回選挙管理委員会を閉会いたします。